

内部質保証に関する全学的な方針

埼玉医科大学は、内部質保証に関する全学的な方針を次の通り定める。

1. 基本的な考え方

- (1) 本学の建学の理念、目的及び使命、教育研究上の目的の達成に向けて、教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を踏まえ、質の向上に向けて恒常的・継続的に改善・改革を推進する。
- (2) 教育研究活動等の状況について、本学の中長期目標・計画に基づき、教育の充実、学修成果の向上等を図るためのPDCAサイクルを適切に機能させることにより、教育研究活動等が適切な水準にあることを社会に対して説明し、大学運営全般の質を保証する。

2. 内部質保証の体制

- (1) 全学における内部質保証に責任を負う組織として、学長の下に「大学運営会議」と「全学自己点検・評価委員会」を置く。
- (2) 大学運営会議は、教育研究活動等の適切性及び有効性を検証するため、自己点検・評価の全学的な活動を統括する。さらに、自己点検・評価の結果を踏まえ、教育研究活動等の全学的な改善・向上を推進する。
- (3) 全学自己点検・評価委員会は、毎年度、埼玉医科大学年報（自己点検・評価報告書）を作成し全学的観点に基づく自己点検・評価を行い、その内容を大学運営会議及び理事会に報告するとともに、社会に対してホームページにて公表する。
- (4) 全学自己点検・評価委員会に学部・研究科ごとに自己点検・評価委員会を置く。
- (5) 学内全ての組織は、自主的な改善・改革を継続し教育研究等の水準を維持・向上させるため、自己点検・評価を行う。
- (6) 教育プログラムの改善ならびに教育研究活動等の適切かつ効果的な運営を図るため、学長のリーダーシップの下に全学的な FD・SD 統括委員会を設置し、組織的に FD およびSD を計画・実施する。

以上